

「三重県版事業仕分け」について

新たな行財政改革の取組の一環として、「三重県版事業仕分け」を実施します。聖域を設けることなく、全ての事業をゼロベースから見直すことで、「日本一、幸福が実感できる三重」の実現に向けて、税金の使い方を変えていきます。

1 見直し対象事業の範囲

平成23年度予算にかかる全ての事務事業（約1,900本）

2 「三重県版事業仕分け」の流れ

約1,900本の事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点を基本に、各部局が評価・検証を行います。評価・検証結果については、総務部がヒアリングを行い、各部局との議論を通じて、徹底した事業見直しを行います。

そのうえで、さらなる議論が必要と考えられる事業について、行財政改革専門委員会から意見をいただきながら、行財政改革推進本部において検討・協議を行い、外部の視点からその必要性や有効性などを公開の場で議論する事業仕分け（以下「公開仕分け」といいます。）を実施します。

公開仕分けでは、仕分け人がそれぞれの事業について「そもそも必要か」「誰がやるべきか」といった議論を県担当者で行い判定を行います。

公開仕分け

- ・日程：9月17日(土)、18日(日)（各日9時～12時,13時～17時）

- ・会場：津市内

- ・公開：傍聴可、インターネット中継

- ・実施体制：仕分け人による3班体制

（班構成）コーディネータ 1名

県民委員（公募） 2名

有識者 3名 計6名×3班

- ・仕分け対象事業数：7～10本/日×3班×2日 = 40～60本程度

- ・1事業あたり約30分程度で行います。

事業説明（県担当者）5分程度

質疑、議論（仕分け人 県担当者）20分程度

評価（仕分け人）5分程度

- ・仕分け結果：「廃止」「民間」「国（広域）」「市町」「県（要改善）」「県（現状維持）」等

3 「三重県版事業仕分け」結果の反映

「三重県版事業仕分け」の結果については、平成24年度当初予算要求にどのように反映したのか、反映結果を公表します。

事務事業の見直しの視点

1. 事業目的の妥当性

- (1) 事業目的は、県民や社会のニーズを真に反映しているか。
 - ・ 執行実績や利用実績等が低調に推移していないか。
- (2) 時代状況の変化により、事業の必要性や期待する効果が低くなっていないか。
- (3) 当初の目標が一度達成された事業について、必要性がなくなっているにもかかわらず、さらに高い目標を設定して事業を継続していないか。
- (4) モデル事業、奨励的事業について、適切な終期設定がなされているか。
- (5) 終期までに成果を出せなかった事業をリニューアルして継続していないか。

2. 県関与の必要性

- (1) 「県が担う領域の判断基準」に基づき、判断をしているか。(別添参照)
 - 県民と行政の役割分担は5つの判断基準のいずれかを満たしているか。また、その基準を満たす場合であっても、行政以外の多様な主体の参画について検討したうえで、行政の領域を判断しているか。
 - 行政が担う領域のなかで、県と市町の役割分担を判断しているか。
- (2) 時代状況の変化、執行実績や利用実績等を踏まえ、県関与の割合は適切か。
 - ・ サービスの水準(対象範囲、単価設定等)や人件費を含めたトータルコストの全体規模など、他県と比較して、県関与が過大となっていないか。
 - ・ 民間類似サービスの有無、広域連携の可能性などが十分に検討されているか。
 - ・ 県以外の者が同様の取組を行っている場合、さらに県が行うべき十分な理由があるか。
- (3) サービス提供に対する受益者負担は適切か。

3. 手段の有効性(数値目標の達成状況)

- (1) 予算編成で議論した成果目標が達成されているか。
- (2) 目標を設定していない場合、事業目的に照らし期待される十分な効果を発揮しているか。
- (3) モデル事業、奨励的事業について、モデルとして実施する先進性があるか。また、他地域等への普及が進んでいるか。

4. 手段の効率性(事務事業展開のコスト)

- (1) 人件費を含めたトータルコストに対し、投資効果が乏しくないか。
 - ・ 民間、他県、市町等において、より少ないコストで同様の効果を得られている

例はないか。

- (2) 事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか。
- (3) 部局内、部局間の類似事業の整理・統合を図り、効果を高められないか。
- (4) 国庫補助や民間の助成制度の活用は図れないか。
- (5) 執行管理が適切に行われているか。
 - ・ 予算執行前後の審査・チェックが適切に行われているか。
 - ・ 年度末の予算執行の割合が高くないか。
- (6) 契約に見直しの余地はないか (随意契約の妥当性、一者応札、落札率など)。

5 . 緊要性

事業の必要性、妥当性、有効性、効率性が認められたとしても、厳しい財政状況のなか、事業に緊要性が認められるか。

- (1) 他の事業と比べ緊要性が劣っていないか。
- (2) 当該年度に直ちに行う必要があるか (例えば、啓発事業、各種イベントなど毎年度実施する必要性があるか)。

～県が担う領域の判断基準について～

1 県民と行政の役割分担

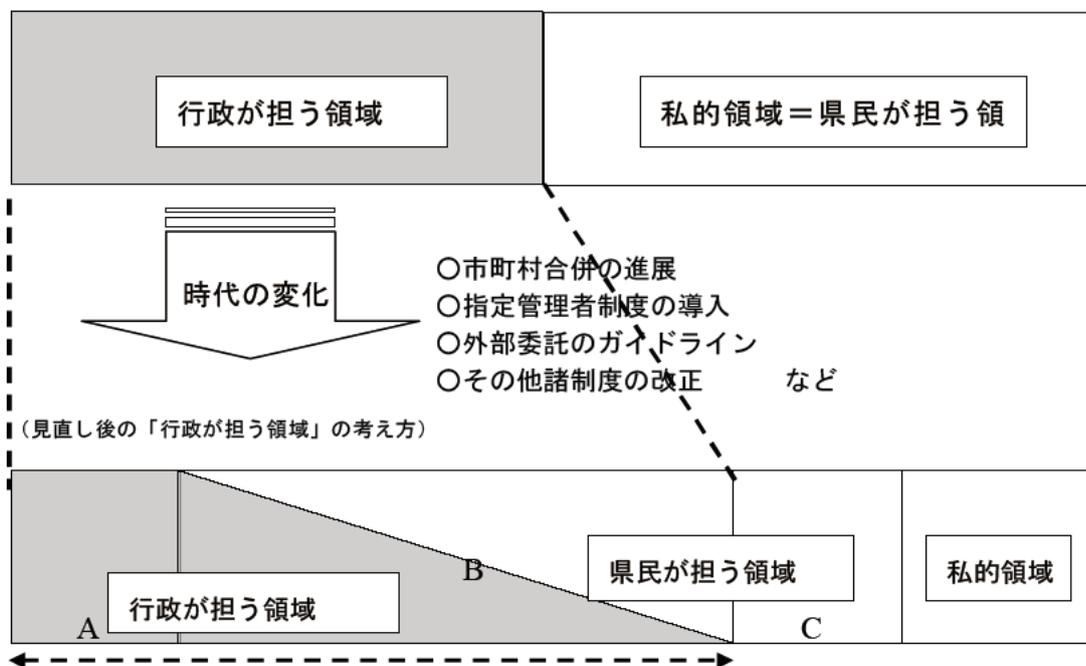
地域主権の社会を実現するため、「公共領域（公共性又は公益性のある活動領域）」を行政だけに任せるのではなく、県民一人ひとり、NPO、地域の団体などの県民（以下「県民等」という。）と行政がともに「公共領域」を担うことが必要であるとの考え方に基づいた県民等との役割分担のあり方について、多様な主体の特性を生かして取り組むことができないかを考えて判断するものである。公の活動は県民等、行政以外の多様な主体の参画によって既に担われており、一方で、これまで行政の関与がなかった私的領域において行政が関与する取組が生じているなど、この役割分担は固定したものではなく、時代の流れ、社会的な要請、地域の状況などにより変化するものである。

こうしたことをふまえ、次の①～⑤のいずれかに該当し、行政以外の多様な主体の参画について検討した上で税の投入が妥当と考えられるものを、行政が担う（税を投入する）領域と判断する。

【行政が担う（税を投入する）領域の判断基準】

①公共財 ②外部（不）経済 ③独占性 ④市場の不完全性 ⑤ナショナル（シビル）ミニマム

時代に応じた「行政が担う領域」の変化（イメージ）



※Aの領域：Aは行政だけで担っている領域。この領域では、行政のみがもっぱら活動し、県民の参加、参画はない。

Bの領域：Bは、県民と行政が担っている領域。

Cの領域：Cは、県民だけで担っている領域。この領域では、県民のみが活動主体、実施主体として公を担う。

2 県が担う領域の判断

行政が担う領域の中で、県と市町の役割分担については、「補完性の原理」に照らし、まず、近接性、応答性により判断し、次に、必要に応じて広域性、専門性により、市町と十分協議しながら判断する。県が担う領域は次の ~ のいずれかに該当することになる。

個別の法律等で県の責務とされている事務事業
広域にわたる事務事業
近接性、応答性などの判断から市町が担うべき分野であっても、先導的・過渡的な事務事業に対する支援事業、専門性・効率性の点から県が行うことが望ましい事務事業
県の内部管理事務

(参考)

近接性：住民にとって身近な取組は、身近な自治体が行う。

応答性：住民へのサービスの提供は、迅速かつ的確に行うことができる自治体が行う。

広域性：取組の対象となるもの（者、物）及びその取組の効果（便益）に相応しい行政区分の自治体が行う。

専門性：専門性・技術性等を考え、効率的に処理できる自治体が行う。

【行政が担う（税を投入する）領域の判断基準】

公共関与の根拠

以下に挙げた1.～5.のいずれかに該当する場合には、基本的に行政が関与する必要があると考えます。

1. 公共財

<定義>

等量消費と排除不可能性の性質をもった財・サービスで、受益者が特定できず、コストに見合う料金の徴収が困難なもの、または徴収するコストが高いので徴収することが合理的でないもの

<判断基準>

次の～の条件をすべて満たすものが公共財に該当します。

財・サービスを消費する人数が増大しても、個々人の享受する便益の質・量が不変であること

便益を特定の個人に限定したり、あるいは対価を支払わない特定の個人を、その便益の享受から排除することが不可能であること

コストに見合う料金の徴収が困難なもの、または徴収するコストが高いので、徴収することが合理的でないもの

<具体的事例>

一般道路、治山、治水、海岸保全、警察、消防など

2. 外部（不）経済

<定義>

ある経済主体の市場での活動が、その経済取引（市場）の当事者以外の者に利益をもたらしたり（外部経済）、不利益をもたらす（外部不経済）場合で、その社会的効果が市場価格に確実に反映されにくい場合、公共部門が市場機構に介入し、社会的に望ましい供給がなされるよう調整する必要があるもの

<具体的事例>

外部経済の事例

教育のように受ける個人だけでなく、それが普及することにより知識が共有され意思疎通が容易になるなど、他の人々も便益を受けるといった社会的効用が発生するものが考えられる。市場においては、こういった社会的効用にかかる対価を教育関係者に割り振ることができないため、公的関与が必要である。

外部不経済の事例

公害問題のように、企業活動から汚染物質などの副産物が発生し、住民に負の効用をもたらすものが考えられる。市場においては、これら負の効用にかかる対価を企業に負担させることができないため、公的関与が必要である。

3．独占性

<定義>

スケールメリットから1社が独占すれば、単位あたりの費用が低下し効率的であるが、その反面、市場における適正な価格が保障されないため、価格について公的関与が必要なもの

<判断基準>

次の、の条件をすべて満たすものが独占性に該当します。

極めて大きな投資を要する事業で、複数の事業者による競争が過剰な投資をもたらすことが明らかであること

スケールメリットが大きく、実際に独占の状態にあること

<具体的事例>

水道、電気、ガス、鉄道など

4．市場の不完全性

<定義>

投資に必要な資金やリスクが大きく民間では負担しきれないものや市場にかかる情報が偏在していることにより、適切な選択が行われないなど市場のメカニズムが働かないもの

<判断基準>

次の、のいずれかの条件を満たすものが市場の不完全性に該当します。

採算性やリスクの観点から、民間だけでは投資が不可能な場合であること

消費者保護など情報面で不利なものの保護の観点から行政の関与が必要な場合であること

<具体的事例>

空港、港湾、長大架橋建設のような大規模プロジェクト、新エネルギー開発など
消費者保護など

5．ナショナル(シビル)・ミニマムの確保

<定義>

県民が健康的で文化的な生活を享受するために不可欠な最低限の基準を確保しようとするもの

<判断基準>

法令に水準が規定されている場合、あるいは法令に基づく計画により水準が規定されている場合に限りです。

<具体的事例>

下水道、環境保全、生活保護、公衆衛生、食品衛生、公害対策など

なお、1.～5.に当てはまる場合であっても、時代的・社会的な変化により、行政が担う領域にも変化が生じてきていることから、行政以外の多様な主体の参画について検討を加え、税を投入するかどうかを判断する必要があります

公開仕分け対象事業の選定について（案）

平成23年度予算にかかる全ての事務事業（約1,900本）のうち、「事務事業の見直しの視点」に基づき総務部として見直しの余地があると判断した事業について、

（1）公開仕分けでの議論に馴染まないと考えられる下記（ ）～（ ）に該当する事業は、原則として、対象から除外した上で、

- （ ） 事業開始から5年を経過していない事業
- （ ） 事業費ベースで500万円未満の事業（補助金・負担金は除く）
- （ ） 内部事務や法令に定められた事務、災害復旧事業など、県に裁量の余地が乏しい事業
- （ ） 国の基金事業など終期が定まっている事業

（2）公開仕分けで取り上げる重点テーマとして下記 ～ の見直し類型に該当する事業を公開仕分け対象事業に選定する。

- 補助金・負担金の目的・効果について検討を要するもの（妥当性・有効性）
- 事業の終期設定について検討を要するもの（妥当性）
- 県と市町の役割分担（県の関与の度合い）について検討を要するもの（必要性）
- 県有施設としての必要性について検討を要するもの（必要性）
- 事業の規模や対象、受益者負担について検討を要するもの（必要性・効率性）
- 事業効果について検証が必要なもの（有効性）
- 類似する事業の廃止・統合について検討を要するもの（効率性）